

日本共産党の山本伸裕です。知事提出議案についての反対討論をおこないます。

まず第1号議案であります。6～7月期における梅雨前線豪雨災害復旧関係の29.3億円、阿蘇降灰対策関係の4.1億円等は住民の願いに応えるものであり評価するものであります。社会福祉総合情報システム運営費、および保健医療推進対策費として計上されている236万円余はマイナンバー導入に向けての経費であり賛同しかねます。また農業法人の広域展開支援事業、および産地形成大規模農業参入促進事業で計737万円余が計上されております。これはTPPに対応するために、優良農地において大企業が主体の大規模農業生産法人への農地集中を進めようとする国の農業戦略に基づくものであり、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進する手段とされています。しかしもともと農村に足場がない企業の落下傘型参入となると、地域との信頼関係も醸成されず、これまで話し合いで農村の農地管理と水路や畦畔(けいはん)の管理を行ってきた農村が解体してしまうのではないかと、中山間地のいっそうの荒廃を招きかねないのではないかと懸念もあります。以上のような点を指摘し、よって1号議案には反対の態度を表明いたします。

議案第5号、第6号はマイナンバー制度関連の条例制定であり反対であります。マイナンバーに反対する理由は後の意見書提案理由説明の際に述べさせていただきます。

議案28号、熊本県育英資金貸付金の支払い請求にかかる訴えの提起であります。滞納者を裁判に訴えるというやり方には反対であります。

次に請願第5号、川内原発2号機の再稼動に、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める請願についてであります。

住民が説明会を求めているのに、これを不採択にするという理由が私には理解できません。川内原発は再稼動されましたが、多くの住民は納得しているわけではありません。しかも信じがたいことに、これまでに経産省、規制委員会、九州電力が主催した住民説明会というものは一度も行なわれていないのです。鹿児島県では、県と4市1町の主催で昨年10月に規制委員会の審査結果の質問に限った住民説明会が5回開かれましたが、そこでは、避難計画や再稼動の是非に関わる質問は受け付けられず、どこの会場でも抗議の声が上がりました。それで、昨年10月29日に県主催の補足の説明会が開かれ、エネルギー庁、内閣府、県の担当者、九州電力などが出て、説明をされていますが、こういった関係者が出ての説明会はこの一回だけあります。政府は再稼動に向けて、安全第一で地元の理解が得られるように丁寧に対応すると繰り返し説明してきましたが、実際の対応は、到底地元の理解が得られるような丁寧な対応とはいえないものではないでしょうか。そんな中で鹿児島、熊本、宮崎などの地方議会で九州電力に対して公開の場で住民説明会の開催を求める決議や陳情が相次いで採択されています。県内自治体では大津町、荒尾市、水俣市が意見書を採択しています。にもかかわらずいまだに九電が一度も住民説明会を開催していないというのは、きわめて不誠実な対応だといわなければなりません。水俣市議会は昨年9月

に意見書を出していますが、そこにはこのように述べられています。「水俣市は川内原発から50キロ圏内。福島県でいうと飯館村と同じ距離になり、風向きによっては避難地域となります。出水市との協定では、避難者を受け入れるということですが、避難しなければならないものが避難者を受け入れることができるのか、地域住民としては混乱しているのが現状です。ひとたび原発の事故が起これば、すべてが水俣病の惨禍以上の状態となってしまいます。そして、何より孫や子どもたちの故郷が亡くなることは、許しがたいことでもあります」と。このような意見書が上げられているというのに、政府・経産省は九電に対して住民説明会の開催を促すことさえやっていなかったということが、日本共産党真島昭三衆院議員の国会追求で明らかになりました。こんなことが許されるでしょうか。津奈木町と芦北町は、阿久根市と協定を結んで約5,000人の避難者を受け入れられる施設を準備したそうですが、やはりこちらでも実際にどうやって住民を避難させるのか、放射能対策はどうすればいいのか、何の備えもできていない。そもそも避難しなければならない我々がよそからの避難者をどうやって受け入れるのかと大問題になっているそうです。住民が万が一に備えて危機意識を共有し、正しい危機管理をするためにも、再稼動されてしまって遅きに失したとはいえこれからでも九電は誠意を持って住民に納得のいく説明をすべきであり、県土の大半が150キロ圏内に位置し、ひとたび事故が起これば放射能汚染は熊本県全域に及ぶことが懸念される熊本県におきましても、国や九電にしっかりと説明を求めて行くべきではなかろうかと思えます。請願は採択すべきであります。

次に請願第6号、消費税の増税を中止し、生活費非課税・応能負担の税制を求める意見書提出を求める請願についてであります。

9月24日付、日本経済新聞の記事によりますと、自民党の野田毅税制調査会長は、「消費税の軽減税率を導入するには、システムなどいろいろ準備がかかる。税率が10%に上がる2017年4月は同意できない。出来ないことは約束できない」と発言したと報道されています。しかし軽減税率の導入は、もともと消費税の増税を決めた際に与党が持ち出した公約であります。消費税が昨年4月、8%に増税され、消費が大きく落ち込み、景気が低迷しました。そのため2015年10月から予定されていた10%への増税は2017年4月に延期をされ、それまでには軽減税率を具体化し、間に合わせるということが改めて約束されたはずであります。軽減税率の公約は守りません、けれども10%増税は予定通りやりますというのは、果たしていかなるものでしょうか。とうてい国民の理解が得られるものではありません。政府は、低所得者対策として新たな負担の還付案を持ち出していますが、そもそも低所得者に重い負担が押し付けられるのをどうにかしなければならないと考えるのであれば消費税増税を中止し、大企業やら大金持ち減税をやめればよいのであります。請願では、再び増税すれば国民・中小企業の暮らしが危機に直面すると訴えていらっしやいます。この切実な訴えに応え、請願は不採択とせず採択すべきものであらうと考えます。

以上で反対討論を終わります。